

さぼへと

第45号 南丹市商工会だより

商工会は行きます。聞きます。提案します。

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

TEL 0771-42-5380 fax 0771-42-5734

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3が補助されます(補助上限額50万円)。

- (注1) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。
- (注2) 補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円が補助されます。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合、その2/3の40万円が補助金金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助される金額は、補助上限額である50万円となります。
- (注3) 以下の場合は、補助上限額が100万円に引き上がります。
- ①雇用を増加させる取り組み
 - ②従業員の処遇改善に取り組む事業者
 - ③買い物弱者対策の取り組み
- (注4) 原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります(連携する小規模事業者数によります)。

【補助対象事業】

補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であること。

- (1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業であること。
・開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができる。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象。

＜補助対象となり得る取組事例のイメージ＞

- 販促用チラシの作成、配布
- 販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- 商談会、見本市への出展
- 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
- 商品パッケージ(包装)の改良
- ネット販売システムの構築
- 移動販売、出張販売
- 新商品の開発
- 景品、販促品の製造、調達 など

(2) 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

- 「商工会の支援を受けながら取り組む」とは、商工会の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら事業を実施することです。

(3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- 国(独立行政法人を含む)等の他の補助金、助成金を活用する事業。
- 本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれない事業。
- 事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われられるもの。

【補助対象経費】

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生した経費
- ③証拠資料等によって金額が確認できる経費

(2) 補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率(2/3)を乗じて得た額の合計額となります。

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費
- ⑥資料)購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費
- ⑪車両購入費 ⑫委託費 ⑬外注費

【募集】

- 募集開始 平成27年2月26日(木)・・・申請書類等は南丹市商工会のホームページからダウンロードして下さい。
- 商工会募集締切 一次:平成27年3月19日(木)
二次:平成27年5月19日(火)

【申請書類提出先】

募集受付の締切までに、「申請書」(様式1)・「経営計画書」(様式2)・「補助事業計画書」(様式3)を商工会窓口へ提出の上、「確認書兼事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を依頼して下さい(窓口受付締切までに余裕をもってお早目にお越し下さい)。

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援 助成金に係る事業者説明会の開催について

京都府及び(公財)京都産業21において、「きょうと元気な地域づくり応援ファンド」助成事業の公募【平成27年4月1日(水)～4月17日(金)】が行われます。

つきましては、公募に際しまして、下記の通り事業者向け説明会が開催されますので、応募を検討されている事業者の方は、是非ともご参加下さい。

なお、申し込み等は不要ですので、直接会場にお越し下さい。

記

1. 内容

- (1)「きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金」募集要領について
- (2)質疑応答

2. 日時

3月12日(木) 14:00～16:00

3. 場所

京都府南丹広域振興局 亀岡総合庁舎 第3・4会議室

4. お問い合わせ

(公財)京都産業21 経営革新部 経営革新推進グループ ☎075-315-8848

ものづくり・商業・サービス革新補助金のご案内

本事業は、中小企業が取り組む、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を支援するものです。

【対象要件】

認定支援機関(商工会等)の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

1. 革新的なサービスの創出

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3年～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2. ものづくりの革新

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

3. 共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体の3年～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

【補助率等】

補助対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助下限額
機械装置費 原材料費 直接人件費 技術導入費 外注加工費 委託費 知的財産権等関連経費 運搬費 専門家経費 雑役務費 クラウド利用費	補助対象経費の 3分の2以内	【革新的サービス】 一般型 1,000万円 コンパクト型 700万円 【ものづくり技術】 1,000万円 【共同設備投資】 5,000万円 (500万円/社)	100万円

【応募手続き等の概要】

(1) 募集期間

受付開始 平成27年2月13日(金)

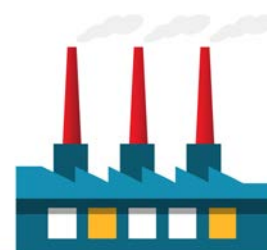
応募締切 平成27年5月8日(金) [当日消印有効]

(2) 提出先(お問い合わせ先)

京都府地域事務局(京都府中小企業団体中央会)

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F

☎075-325-1381



【公募説明会のご案内】

「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の公募開始にあたり、下記の通り説明会が開催されます。事業の活用をご検討の方はぜひご参加下さい。

日時 平成27年3月17日(火) 午後2時～4時

場所 リーガロイヤルホテル京都 2階 春秋の間 <定員200名>

京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地

申請書類、公募要領、説明会参加申込様式等は、京都府中小企業団体中央会のホームページからダウンロードして下さい。

地域商業自立促進事業補助金のご案内

1. 概要

商店街等は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も担ってきました。

近年の社会構造の変化の中で、商店街等が中長期的に発展していくためには、商店街等が地域住民の規模、行動範囲や商業量等の環境を踏まえつつ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組みを実施していくことが必要です。

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街をを取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や非営利活動法人等と連携して行う、以下の5つの分野に係る公共性の高い取組を支援する事業です。

【支援対象となる5つの分野】

①地域資源活用 ②外国人対応 ③少子、高齢化対応 ④創業支援 ⑤地域交流

2. 補助金の内容

補助率 2/3以内 (注)補助金は原則として、補助事業完了後の支払いとなります。

補助額 自立促進調査分析事業 上限500万円 下限100万円

自立促進支援事業 上限5億円 下限100万円

3. 補助対象事業者

○商店街組織

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- (2) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

○民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者。

4. 補助対象事業

(1) 自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

(2) 自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、自立促進調査分析事業の結果(同等程度のニーズ調査、マーケティング調査等を独自で実施している場合は、当該調査結果を含む)等の一定の根拠やデータを踏まえで行う、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街の中長期的な発展及び商店街等の自立を促進する事業。

5. 募集期間

平成27年2月18日(水)～平成27年6月29日(月) 経済産業局に17時必着

6. お問い合わせ先

近畿経済産業局 流通・サービス産業課商業振興室(☎06-6966-6025)

中小企業活路開拓調査・実現化事業の公募について

本事業は、全国中小企業団体中央会が、国から補助を受けて実施するもので、中小企業が単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継、情報化の促進等）を解決するために、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査やその実現化について支援を行うものです。

公募期間

平成27年2月16日(月)～平成27年4月16日(木)

第一次締切り:平成27年3月16日(月)

第二次締切り:平成27年4月16日(木)

※応募方法等は、全国中央会の公式サイトでご確認下さい。

【全国中央会の公募サイト】

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/27katsuro-project.htm>



お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 (電話)03-3523-4905

「京都丹波 食の祭典」出展者の募集について

南丹市では現在、グリーン日吉、美山ふるさと株式会社、スプリングスひよし等が連携し、「南丹市健康食協議会」を立ち上げられ、農家の農業所得向上につながるよう、地元食材を使った健康食、創作料理等の開発を進めておられます。

今回、協議会主催で京都市のゼスト御池地下街にて標記イベントを開催されるに当たり、南丹市のうまいもの、農産物の物産展、ならびに観光PRが行われます。

つきましては、「南丹市健康食協議会」より、会員事業所の出展を募集されておりますので、出展ご希望の事業所は下記要領をご覧ください申し込みをお願いします。

- ◇名称 京都丹波 食の祭典
- ◇日時 平成27年3月22日(日)
- ◇会場 京都市御池地下街 河原町広場
- ◇主催 南丹市健康食推進協議会
- ◇共催 株式会社あぜくら(地下街でレストラン経営)
- ◇後援 京都府(予定) 京都市御池地下街株式会社(予定)
- ◇内容 南丹うまいもの 農産物の展示販売 協議会加盟事業者の物販
創作料理提供店PR 南丹市観光PR 等
- ◇開店 午前11時～午後5時
- ◇販売商品 農産物、加工食品(表示ラベルが必要)、工芸品等
- ◇歩率 売上の10%をゼスト御池に支払い(会場運営経費は協議会負担)
- ◇出店申込 平成27年3月15日(日)までに、協議会事務局にEmailにて申込みのこと。
事務局担当者 小寺 kotera@kuromamenosato.jp



◇申込みに必要な事項

事業者名、住所、電話番号、代表者氏名、当日の責任者名、携帯電話番号
 物販…必要スペース、テーブル数(会場の関係で対応できない場合も有り)
 展示のみ…テーブル数、パネル数(会場の関係で対応できない場合も有り)
 電気器具のご使用は、あらかじめ事務局とご相談下さい。

京都府中小企業融資制度の改変について

京都府中小企業融資制度について、平成27年4月に下記の通り改変されます。

(1) 融資制度の改変(3グループ)

1. 「中小企業支援(事業成長・持続支援)融資」(一般的な事業資金)

融 資 期 間	最長10年(据置1年以内)
融 資 限 度 額	有担保 2億円、無担保 8,000万円
融 資 利 率	金融機関の所定利率(固定金利)

2. 「経営あんしん(セーフティネット)融資」

・小規模企業向け資金

融 資 期 間	最長10年(据置6ヶ月以内)
融 資 限 度 額	無担保 1,250万円
融 資 利 率	(ベース枠)年1.2%(固定金利) (ステップアップ枠)年1.7%(固定金利)

・経営状況悪化、借換に対応する資金

融 資 期 間	最長10年(据置2年以内)
融 資 限 度 額	有担保 2億円、無担保 8,000万円
融 資 利 率	年1.8%(固定金利) (セーフティネット枠) 新規:年1.2%(固定金利)

・中小企業下支え(経営改善) ・再生資金に係る融資の継続実施

・災害復旧に対応する資金に係る融資の継続実施 : 年0.9%

3. 「産業活力推進(政策支援)融資」

・開業・事業承継に対応する資金

融 資 期 間	最長10年(据置2年以内)
融 資 限 度 額	開業:最大1,500万円(関連保証の限度額) 事業承継:有担保 2億円、無担保 8,000万円
融 資 利 率	年1.2%(固定金利)

(2) 金利・保証料割引制度の実施

・非正規から正規雇用への転換等を伴う場合 金利0.2%割引

・中小企業応援隊の伴走支援を受けている場合 保証料最大0.2%割引



日本政策金融公庫

平成26年度補正予算成立に伴う中小企業・小規模事業者向け融資制度の拡充について

日本政策金融公庫は、平成26年度補正予算成立に伴い、中小企業・小規模事業者の皆様への支援を強化するため、融資制度を以下の通り拡充しました。

1. 創業・新事業支援関連制度の拡充

雇用拡大の原動力となる中小企業・小規模事業者の創業等を支援するため、以下の創業・新事業支援関連制度について拡充。

- (1) 創業支援貸付利率特例制度の新設(▲0.2%、女性・若年者/Uターン等創意業者は▲0.3%)
- (2) 新創業融資制度の拡充 貸付対象の要件を緩和
- (3) 女性、若者/シニア起業家支援資金の拡充
- (4) 新事業活動促進資金の拡充



2. ソーシャルビジネス支援のための融資制度の拡充

特定非営利活動法人(NPO法人)などソーシャルビジネスに対する

充

3. 挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)の拡充

- (1) 海外直接投資を行う方や事業承継・集約・活性化資金などを利用する方を融資対象者に追加
- (2) 貸付期間を弾力化

4. 地域活性化・雇用促進資金の拡充

女性の活躍推進のため子育て支援企業等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減(▲0.4%等)

5. 事業承継・集約・活性化支援のための融資制度の拡充

事業承継支援に特化した融資制度を拡充

6. 生活衛生資金貸付における創業者に対する貸付制度の拡充

生活衛生関係営業を創業しようとする方に対する融資制度を拡充し、女性、若者、シニア向けの貸付利率を低減(▲0.4%)

7. セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の拡充

最近における利益率が低下している方に対して、貸付利率を低減(▲0.2%、小規模事業者は▲0.4%)

8. 環境・エネルギー対策資金の拡充

最近における利益率が低下している方が、一定の要件に該当する設備を取得し、省エネルギーの推進を図る場合、貸付利率を低減(▲0.65%)

生産性向上設備投資促進税制のご案内

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性の向上を図り、もって日本の経済の発展を図るため「最新設備」や「利益改善のための設備」を導入する際の税制特別措置

～緊急事態に企業が生き抜くために～

京都BCPセミナーのご案内

事業継続計画「BCP」の必要性を理解し、自社でBCP作成に取り組んでいただくためのセミナーです。

BCPの基本的な考え方について説明され、共通のシナリオに基づき自社の重要業務抽出などの課題を整理するデスクワークを行い、自社に最適なBCPのあり方を教えていただきます。

1. 日時 平成27年3月20日(金) 13:30～16:30
2. 場所 京都府庁職員福利厚生センター 3階第1～5会議室
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
3. 内容 ①講演 「企業経営と事業継続計画(BCP)」
～地域と共に京都の活力を守る～
講師 名古屋工業大学 教授 渡辺 研司氏
②実践セミナー 「危機に強い会社を作る」
～現場現実の事業継続マネジメント～
講師 事業継続推進機構 副理事長 伊藤 毅氏
4. 入場 無料(事前申し込みが必要です)
5. 定員 100名程度
6. 主催 京都府
7. お問い合わせ 京都府防災・原子力安全課 ☎075-414-4475



独占禁止法相談ネットワークからのお知らせ

気軽に相談 身近な窓口

～独占禁止法相談ネットワークでは皆様からの御相談を受け付けております～

○このようなことでお困りではありませんか？

◆どんな情報交換をすると問題なの？

◆注文どおりなのに、取引先から返品された！下請法に違反じゃないの？

◆取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？

南丹市商工会では、このような独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に照らして問題になるのではないかとといった相談を受け付けております。内容、御希望により公正取引委員会の窓口を迅速に御紹介します。公正取引委員会では、御相談に応じ、適切な対処、的確な対応をいたします。

お問い合わせ先は

- ◎ 南丹市商工会本所または各支所へ
- ◎ 公正取引委員会事務総局
- Tel:03-3581-5481(独占禁止法, 下請法)
- Tel:03-3581-3379(消費税転嫁対策特別措置法)

エキスパート・バンク

があなたを応援します。

この事業は、経営・営業・生産・技術など多くの課題を抱えた「小規模事業者または創業を予定する者」(小規模事業者等)の要望に応じて、エキスパート(専門家)を直接事務所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言を図っていく事業です。

こんな悩みはありませんか

経営全般

- ・ビジネスコーチングを受けてみたい
- ・経営ビジョンをつくりたい
- ・社内の業務システムを見直したい
- ・新分野の進出、新技術の導入をしたい
- ・生産管理を見直したい
- ・KESの認証を申請したい
- ・販路、受注開拓を相談したい
- ・社員の教育訓練を指導して欲しい

金融対策

- ・金融機関向け事業計画書を作成したい
- ・コストダウンを図りたい

個別対策

- ・就業規則を見直したい
- ・店舗の改装をしたい
- ・商品のデザインを見直したい
- ・知的財産権について相談したい など

利用いただける方

従業員が商業・サービス業は5人以下。製造業・建設業などは20人以下の事業所等。

3つの特色

1. 費用は無料

1企業1テーマにつき指導回数は1回です。また、テーマが異なれば 1企業には5回の派遣が可能です。但し、同一テーマで2回目以降の指導を要する場合は、指導1回につき受益者負担(12,000円)が発生します。

2. エキスパートが訪問指導

エキスパート(専門家)と指導日時を調整の上、事業者等へ訪問指導をします。
(相談内容は秘密厳守)

3. 経験豊かな専門家を登録

幅広い分野に中小企業診断士ほか、一流の専門家を登録しています。
お問い合わせは、南丹市商工会本所または各支所まで



南丹市内の中小企業を **南丹市商工会**は **ながく つよく さぽ~と します！！**

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

編 集 後 記

年度末も近づき、国や京都府の様々な施策が出てきました。今回は、旬の情報を会員の皆様を知
っていただくべく補助金の情報を数多く掲載させていただきました。皆様には、利用できる補助金
に積極的に応募していただければと思いますが、補助金ありきで事業を行うことは本末転倒です。

「自分はこんなことをしたいが、目的に合った施策はないだろうか？」といったことがあれば、商
工会にどんどん相談して下さい。広報誌さぽーとでは、皆様にお役に立つ旬な情報を今後も発信し
ていきたいと考えています。

H.S